所得税·市県民税

申告相談のお知らせ

●受付会場

- ・南河内地区会場(南河内庁舎北側別館会議室)
- ·石橋地区会場(石橋庁舎3階会議室)
- ・国分寺地区会場(国分寺庁舎隣 国分寺公民館内IT研修室)

●受付期間

2月16日(木)~3月15日(木) (土・日を除く)

午前の部は 9 時~ 11 時 午後の部は 1 時~ 3 時 30 分 【日程は別表(11ページ)のとおり】

等を発行することができなかったり、 民健康保険税の軽減措置が受けられなく なるなど支障をきたすことがあります。 申 ・告を忘れてしまうと、 証

談を次のとおり

市では、

所得税及び市県民税の申

●その他

- ・東日本大震災での被害損失のあった方は、修繕内 容や額に応じて控除が受けられる場合があります。 必要となる書類や計算過程が複雑ですので、事前に お問い合わせのうえ、栃木税務署にて申告をお願い します。
- ・譲渡所得 (株式等)・贈与所得・青色申告・過 年度申告などをされる方は栃木税務署(栃木商工会 議所大ホール)にて申告してください。
- ※最初の1週間及び申告期限間際は大変混雑する 傾向にあります。できるだけ対象地区の割り振り にご理解いただき、混雑緩和にご協力ください。



申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(給与 や年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書等)
- · 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料 等) の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など障害を 証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書ま たは領収書 (医療費控除、住宅ローン控除等)
- ・銀行などの本人名義の口座番号(還付を受ける場 合に必要です)
- ※ 収支内訳書は帳簿等を基に事前に作成しておい てください。
- ※ 医療費はあらかじめ金額を計算し、『医療費の明 細書』(税務署や国税庁のホームページから入手 できます)に記入のうえ、領収書を添付して提出し てください。

●問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554